

第3回 農業委員会の委員の定数等に関する小委員会 次第

日 時 平成16年5月12日(水)
午後1時30分
場 所 渋川市役所 第4会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1)農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関することについて

4 その他

(1)次回会議日程について

5 閉 会

【 前回の会議における主な意見とその検討結果 】

1 在任に関する意見等

- ・在任特例が好ましいが、定数が80人以内なので、その対応が課題となる。
- ・特例法第8条を適用するのか、農委法第34条を適用するのか決めた方が良い。
- ・先進地事例の周南市の例がよい。(現在の委員会がそれぞれ存続する農委法第34条を適用する。)
在任期間は、合併の時期にもよるが統一選挙(H17.7.19)までの間。

現在の委員が全員在任する方法

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
選挙による委員数	20	10	10	16	16	16	88

特例法による在任特例では、10人から80人の間で定数を定めなければならないことから、現委員が全員在任する方法としては、2つ以上の委員会を設置するか(農委法第3条第2項、特例法第8条第3項)、現在の6委員会をそのまま新市の委員会とする(農委法第34条)方式がある。

(1)新市に2つの委員会を置く場合

例えば、渋川市・伊香保町・北橋村の区域に1つの委員会、小野上村・子持村・赤城村の区域に1つの委員会を設置し全委員が在任する。(特例法第8条第3項)

例：郡上市(岐阜県) 例は少ない。

在任期間1年以内

【 課 題 】

複数の農業委員会では、個々の事例に対し統一的な判断を行うことが困難である。
将来1つの委員会に統合するかしないか協議が必要。

(2)現在の6委員会をそのまま新市の委員会とする場合(農委法第34条)

現委員は、選任委員を含めて、すべて新市の委員となる。

任期：各委員会の委員の任期

例：周南市(山口県)、佐渡市(新潟県)

【 課 題 】

複数の農業委員会では、個々の事例に対し統一的な判断を行うことが困難である。
(1)の場合よりもさらに判断が異なる可能性が高いが、各地区での継続性は保ちやすい。
将来1つの委員会に統合するかしないか協議が必要。

・統合する場合は、子持村の委員任期が他の市町村と異なるため、どこかの時点で6委員会の全委員又は子持村の全委員が総辞職するなどの方法により、任期を統一する必要がある。

この部分については、法§3により必要ないか県に問い合わせ中

(3)現定数の合計が80人を越える場合の事例

名称	構成市町村数	現定数合計	定数及び任期の取扱い
京丹後市	6町	95	1つの委員会を置き、在任特例により3ヶ月間在任する。 在任する委員は30人とする。 特例適用後の選挙は、選挙区を設ける。
三次市	1市4町3村	89	1つの委員会を置き、在任特例により1年間在任する。 在任する委員は30人とする。 特例適用後の選挙は、4の選挙区を設ける。
佐渡市	1市7町2村	109	法34条を適用し、現行の10委員会とする。 H17.7.20以降は1の委員会とし、定数は40人とし、10の選挙区を設ける。
郡上市	3町4村	102	2つの委員会を置く。在任特例により、1年間在任する。
南アルプス市	4町2村	80 (合併を見込んで、あらかじめ事前の選挙で数を合わせた)	1つの委員会を置き、在任特例により1年間在任する。 定数は町村ごとに次の数を上回らないものとする。 矢田村10名、白根町17名、芦安村10名 若草村13名、櫛形村16名、甲西村14名

2 委員会の数に関する意見等

- ・新市に1つの委員会が、複数の委員会が、決めた方が良い。
- ・昭和の大合併では、2つの委員会を設置した例はあるが、数年後には1つになっている。農地関係の事務は、行政分野に非常に近いものがあり、統一された考え方をするためには1つとすべきである。
- ・基本的には、1つの委員会が望ましい。ただ、経過措置として農委法第34条を適用し、複数の委員会を置く方法もある。
- ・選挙区を設け、1つの委員会とする方向がよいと思う。
- ・新市に1つの委員会を置き、任期は1年以内とする。

新市に1つの委員会を置く場合

(1) 在任特例（特例法第8条第1項）

6市町村を区域とする1つの委員会を設置する。

在任期間1年以内

在任できる委員数 10人～80人

例：多くの事例がある

【課題】

現在の委員が全員在任できない。

3 選挙区に関する意見等

- ・小野上村のように小さな村には、誰も委員がいらないということでは困る。ぜひ、選挙区を設けてほしい
- ・小野上村が単独で選挙区が設置できない場合、例えば、子持村や伊香保町と合同で選挙区を置くことはできるか。

選挙区の設置について

(1) 選挙区設置の基準（農業委員会等に関する法律施行令第5条）

農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

(2) 選挙区の定数（農業委員会等に関する法律第10条の2）

各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

(H15.4.1現)

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
農地面積 (ha)	558	16	135	653	898	617	2,877
基準農業者数(戸)	967	41	250	662	1,037	756	3,713
選挙人名簿登録者数	2,985	136	733	1,901	3,943	2,165	11,863

このことから、伊香保町・小野上村は単独又は2町村を併せて区域としても、選挙区設置の基準に満たない。想定される選挙区の組み合わせとしては、次のものが考えられる。

選挙区の組み合わせ例による委員定数（委員定数30人として試算）

1案	渋川・伊香保・北橋	小野上・子持・赤城		合計
農地面積 (ha)	1,191	1,686		2,877
基準農業者数(戸)	1,764	1,949		3,713
選挙人名簿登録者数	5,286	6,577		11,863
選挙区の定数	13	17		30

2案	渋川・伊香保	小野上・子持	赤城・北橋		合計
農地面積 (ha)	574	788	1,515		2,877
基準農業者数(戸)	1,008	912	1,793		3,713
選挙人名簿登録者数	3,121	2,634	6,108		11,863
選挙区の定数	8	7	15		30

3案	渋川・伊香保	小野上・子持	赤城	北橋	合計
農地面積 (ha)	574	788	898	617	2,877
基準農業者数(戸)	1,008	912	1,037	756	3,713
選挙人名簿登録者数	3,121	2,634	3,943	2,165	11,863
選挙区の定数	8	7	10	5	30

4案	渋川・伊香保・小野上	子持	赤城	北橋	合計
農地面積 (ha)	709	653	898	617	2,877
基準農業者数(戸)	1,258	662	1,037	756	3,713
選挙人名簿登録者数	3,854	1,901	3,943	2,165	11,863
選挙区の定数	10	5	10	5	30

選挙人名簿登録者数のみによる各地区の定数の目安

渋川地区 8人 伊香保地区 0.3人 小野上地区 2人
子持地区 5人 赤城地区 10人 北橋地区 5人

4 県内の事例

新設合併

神流町

- (1)「神流町」に1つの農業委員会を置き、万場町、中里村それぞれの農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き在任するものとする。(24人)
- (2)選挙以外の委員は、農協推薦1名、議会推薦1名とし、万場町の例により調整する。
- (3)報酬や旅費等については、現在の額を下回らないように調整する。

伊勢崎市・赤堀町・東村・境町合併協議会

新市の農業委員会委員の選挙による定数は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し71人とする。ただし、在任特例後の選挙による定数は30人とし、5選挙区を設ける。

在任期間は、平成17年11月19日までとする。

報酬は、現在の伊勢崎市農業委員会委員の報酬額と同額とする。

太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会

新市の農業委員会委員の選挙による定数は、市町村合併の特例に関する法律第8条第1項を適用し、新市の選挙委員は77人とする。ただし、在任特例後の選挙による定数は40人とし、6選挙区を設ける。

在任期間は、平成17年7月19日までとする。報酬は、現在の太田市農業委員会委員の報酬額と同額とする。

編入合併

前橋広域市町村合併協議会

農業委員会等に関する法律第3条第2項及び第34条第2項の規定を適用し、現在4市町村に設置されている農業委員会の区域ごとに現行のまま農業委員会を設置する。

4つの農業委員会は、平成17年7月20日から合併後の前橋市を区域とする農業委員会に統合する。

農業委員会の委員の報酬は、4つの農業委員会が設置される期間に限り、現行のままとする。

(定数：前橋市30人、大胡町16人、宮城村16人、粕川村16人、合計78人)

(任期：各市町村ともH14.7.20～H17.7.19)

<調整方針案(例)>

第1案【原則】

新市の農業委員会の委員の定数及び任期については農業委員会等に関する法律に基づき合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、4つの選挙区を設け、【1】選挙による委員の定数は30人【2】とする。

【1】選挙区の設置は、協議により定める。(2ページの選挙区の設置例を参照)

【2】10人以上30人以下で、協議により定める。

問題点

- (1) 農業委員会が設置されない「空白期間」が発生し、証明事務等の農業委員会の業務ができないことになる。
- (2) 現委員全員が在任できない。
- (3) 委員数が激減することで、地域の声が届きにくくなる。

第2案【在任特例1】

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、4つの選挙区を設け、【1】委員の定数は30人【2】とする。
- (2) 6市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、【3】従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。
- ただし、適用を受ける選挙委員を80人【4】とし、
澁川市農業委員会から18人、伊香保町農業委員会から8人
小野上村農業委員会から9人、子持村農業委員会から15人
赤城村農業委員会から15人、北橘村農業委員会から15人【5】
をそれぞれ互選により選出するものとする。

- 【1】選挙区の設置は、協議により定める。(2ページの選挙区の設置例を参照)
- 【2】10人以上30人以下で、協議により定める。
- 【3】合併後1年を超えない範囲で、協議により定める。
- 【4】80人を超えず10人を下回らない範囲で、協議により定める。
- 【5】それぞれの委員会からの委員数は、協議により定める。

問題点

- (1) 現行の委員定数(88人)では、各市町村で1~2人の委員が特例を受けられないことになる。

在任特例での定数調整の事例(定数が80人を超える場合)

- ・南アルプス市の例・・・合併を見込み、事前の選挙であらかじめ定数の合計が80人以下になるよう、各市町村の定数を減じている。
- ・三次市の例・・・・・・在任する委員の上限80人にこだわらずに、在任する委員数を30人としている。

第3案【在任特例2】

- (1) 新市に渋川市・伊香保町・北橋村の区域、小野上村・子持村・赤城村の区域を区域とした2つ【 1】の農業委員会を置く。
- (2) 6町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間、【 2】従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。

【 1】2以上の委員会の設置をすることが可能であり、協議により定める。

【 2】合併後1年を超えない範囲で、協議により定める。

問題点

- (1) 複数の農業委員会では、個々の事例に対し統一的な判断を行うことが困難である。

第4案【現行委員会を存続】

6市町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、平成 年 月 日まで【 1】新市の農業委員会として存続する。

その後、1つの委員会に統合し4つの選挙区を設け、【 2】選挙による委員の定数は30人【 3】とする。

【 1】存続する期間については、協議により定める。

【 2】選挙区の設置は、協議により定める。（2ページの選挙区の設置例を参照）

【 3】10人以上30人以下で、協議により定める。

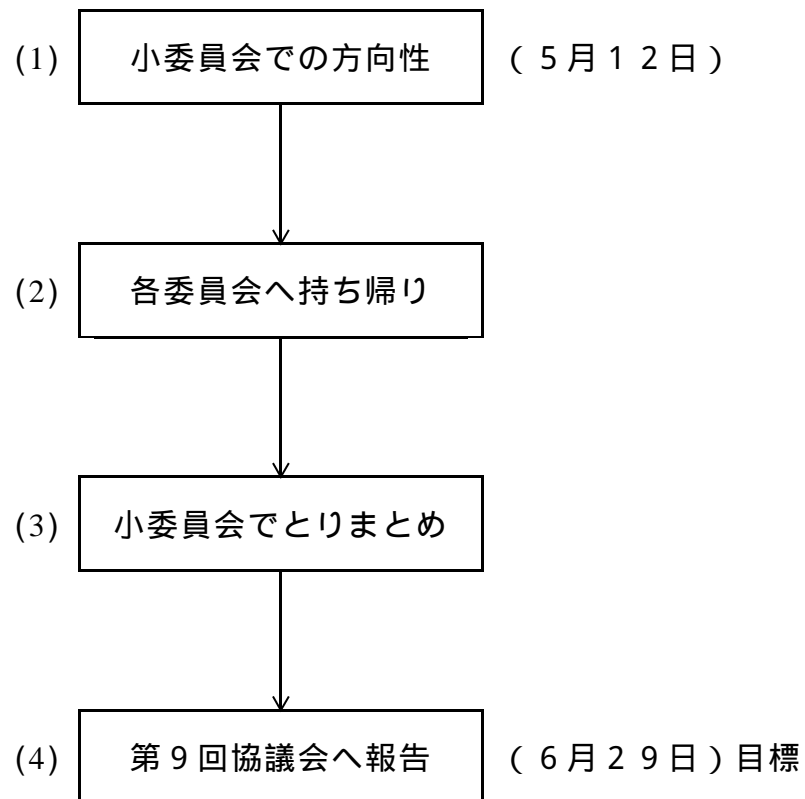
問題点

- (1) 複数の農業委員会では、個々の事例に対し統一的な判断を行うことが困難である。

- (2) 統合する場合に、子持村の任期が異なるため、総辞職などの方法により任期を統一する必要がある。

この部分については、法§3により必要ないか県に問い合わせ中

【農業委員会：今後の手順の方向】



課題

合併の枠が定まらない段階でとりまとめが可能か